

中央区立敬老館利用者証更新のご案内

日頃より敬老館をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、敬老館利用者証の有効期限を設けることになりました。

これは、定期的に住所や緊急連絡先等の確認を行い正確な内容を把握することで、緊急時の迅速な対応等を可能とし、敬老館を利用されている皆様の安全確保を図ることを目的として行います。

つきましては、下記案内のとおり更新手続きを行ってくださいますよう、お願いいたします。

更新期間

令和4年2月1日（火）～令和4年3月31日（木）

※上記期間以降も随時受け付けます

必要なもの

- 1 現在ご使用中の利用者証
- 2 申請書 ※各館の窓口で配布します
- 3 本人確認書類（氏名、住所、生年月日が確認できるもの）
例：保険証、運転免許証、マイナンバーカード など

手続き方法

更新期間に必要なものをお持ちのうえ、敬老館の窓口で手続きを行ってください。なお手続きは、最初に利用登録をした敬老館で行ってください。

※手続き場所については、裏面をご参照ください。

有効期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

その他

◎更新手続きはご本人以外できませんので、ご注意ください。

◎手続きが終了した方に、有効期限が記載されたシールをお渡しします。

◎シールは電話番号、生年月日、緊急連絡先が書かれている上に貼ってください。

◎利用者証の内容に変更があった場合や、利用者証を紛失した場合は、速やかに手続きを行ってください。